

## 補助金に係る要綱等

## 佐倉市補助金検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 補助金等の交付に際し、その必要性と効果について審議し、透明で公正な財政運営を推進するため佐倉市補助金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 補助事業等交付基準の見直し等に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成31年1月から12月までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部財政課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成23年1月26日決裁22佐財第455号）

この要綱は平成23年1月26日から施行する

附 則（平成25年10月1日決裁25佐財第347号）

この要綱は平成25年10月1日から施行する

附 則（平成30年9月28日決裁30佐財第252号）

この要綱は平成30年9月28日から施行する

## 佐倉市補助金等の交付に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものに対し交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

**第3条** 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地並びに団体名及び代表者名)
- (2) 補助金等の交付を受けようとする年度
- (3) 補助事業等の名称、目的、内容、効果及び目標値
- (4) 補助事業等に要する経費
- (5) 着手年月日及び完了予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容に応じて、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

**第4条** 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、次に掲げる事項を当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算で定めるところに違反していないか。
- (2) 補助事業等の目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りはないか。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項を修正して交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

**第5条** 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定める条件を付することができる。

2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含めることができる。

(決定の通知)

**第6条** 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、書面により申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、第4条第1項の審査により補助金を交付することが適正でないとして認めるときは、その旨を書面により申請者に速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第7条** 申請者は、前条第1項の規定により通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

**第8条** 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容又はこれに係る予算の変更(市長が別に定める軽微なものを除く。)をしようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、当該補助事業者等に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(事情の変更による決定の取消し等)

**第9条** 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

**第10条** 補助事業者等は、法令並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

**第11条** 補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

**第12条** 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、補助事業等が補助金等の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

**第13条** 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書に市長が別に定める書類を添付して市長に速やかに提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(額の確定)

**第14条** 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

**第15条** 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるように補助事業者等に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の請求)

**第16条** 第6条の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、当該交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、第14条の通知を受けた後に行うものとする。ただし、次条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、この限りでない。

(交付の特例)

**第 17 条** 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

**第 18 条** 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき額の確定があった場合においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助金等の返還)

**第 19 条** 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助金等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

**第 20 条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

**第 21 条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

# 佐倉市補助金等交付基準

## 1 趣 旨

この基準は、市が行う補助金等の交付について、透明性と公平性を確保し、適正かつ効果的な施策の展開を図るため、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するもののほか、補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする。

## 2 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合に交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る節の区分（第15条関係）において、19節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付されるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等に係る給付等を除く。）をいう。

## 3 交付期間の期限

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に市長の任期に併せて行う観点から、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、4年を期限とする。（※1）
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。

（※1）平成26年度に見直しを行った補助金等及び平成27年度以降に実施する補助事業金等にあつては、上記（1）の規定にかかわらず、補助金等の交付期間は、平成32年3月31日を期限とすること。この場合において、「4年」は「平成32年3月31日」と読み替えるものとする。



#### 4 補助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 団体	①事業費	実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合
	②運営費	団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合
(2) 個人等		個人の経済的な負担軽減その他市民福祉の増進のために金銭的な援助が必要な場合

#### 備考

- 1.食糧費については、事業の性格等を勘案し、その目的を達するために適当と認められるものに限り補助対象とする。
- 2.団体の運営費に係る補助金の交付期間は、特に必要と認めた場合を除き、団体の設立後5年間を限度とする。

#### 5 交付基準

##### (1) 共通基準

補助金等の交付に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断のため、次の基準を定める。

(1) 公益性 ・公共性	①事業の内容や活動が、市民全体の利益の増進につながるものであること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情を踏まえていること。 ③事業の内容が行政目的と一致するものであり、効果が広く市民に行きわたるものであること。
(2) 公平性	①他の制度、事業、補助金又は補助対象外とのバランス及び整合性を踏まえていること。
(3) 効果性	①補助金等の交付により、市民福祉の増進に効果が期待できること。
(4) 適格性	①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。 ②団体等の会計処理及び用途が適切であること。 ③補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。 ④補助金等の額が対象となる事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

## (2) 分類別交付基準

補助金等の額は次に定めるところによるものとし、具体的な補助対象経費及び補助率その他の必要な事項は、当該補助事業に係る補助金等の交付に関する要綱で定めなければならない（条例、規則等に定めがあるものを除く。）。

なお、事業の受益者（行政等の参加者を含む。）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていると認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

分類	対象	補助額
I. 市の代行的な役割として事業を実施する団体に対する財政支援（交付金）	団体	必要と認める額
II. 市との連携により事業を実施する団体への財政支援	団体	補助対象経費の2分の1以内
III. 普及、啓発等市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援	団体 個人	補助対象経費の2分の1以内
IV. 社会保障、災害対策の性格を有する財政支援	個人	必要と認める額 ※扶助費的性格が強いものに関しては、所得要件を設けること。

### 備考

1. 国、県又はその他の法人等（以下「国等」という。）の事業として実施されるもので、当該国等が定める補助率の規定を準用する場合における補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
2. 上記のほか、市長が特に必要と認めた場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
3. 不特定多数に対して少額（概ね5万円未満）を交付する奨励金等の場合は、上記規定は、適用しない。

## 6 事業管理

### (1) 補助事業の管理

補助事業の所管部署は、補助金等の交付に関し、その政策目標が適切に達成されるよう、当該補助金等の交付に関する事務を適切かつ適正に管理しなければならない。

### (2) 補助制度の原則

補助事業の所管部署及び補助金等の交付を受けるものは、補助制度の公益性・公共性、公平性、効果性及び適格性の確保に留意しなければいけない。

### (3) 補助金等の交付に関する事務

補助金等の交付に関する必要な書類、手続に関しては、補助金等交付規則に定めるもの

のほか、補助金等の交付に関しそれぞれ定められた要綱に基づくものとする。

(4) 補助事業の進捗管理及び情報公開

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO CHECK ACTION) に基づき、適切に行われなければいけない。補助事業に関する情報公開は、市政資料室において行う。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐倉市補助金等交付基準 (平成15年5月26日施行) は廃止する。
- 3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (20 佐財第 526 号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (22 佐財第 156 号)

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (23 佐財第 612 号)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (26 佐財第 421 号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

## 佐倉市交通安全関係団体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の交通安全活動の推進を図るために交通安全関係団体（以下「団体」という。）の適切な事業活動に必要な経費に対し、佐倉市交通安全関係団体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、佐倉市交通安全計画に基づく活動を行い、佐倉市全体の交通安全に寄与する団体で、市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる団体が、市の交通安全施策に準じて行う事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内で、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市交通安全関係団体事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(支払方法)

第7条 市長は、補助事業者から補助金の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に概算払により交付するものとする。

(交付の請求)

第8条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書（別記様式第3号）とする。

(変更の申請)

第9条 規則第8条第1項に定める補助事業変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第4号）とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市交通安全関係団体事業補助金実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告書」という。）とする。

2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）前2号に掲げる書類の内容を証する書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金交付要綱及び佐倉市交通安全母の会事業補助金交付要綱の廃止）

2 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）及び佐倉市交通安全母の会事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定により廃止された旧佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金交付要綱及び旧佐倉市交通安全母の会事業補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

（有効期限）

4 この要綱は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。